

個人情報保護法制の改正に伴う 地方公共団体への影響

弁護士 水町 雅子

個人情報保護の動向

- 平成17年 個人情報保護法全面施行
- 平成27年 改正個人情報保護法成立
- 平成28年 改正行政機関個人情報保護法成立
- 平成29年5月30日 改正個人情報保護法&改正行政機関個人情報保護法全面施行

- 個人情報保護条例はどうか
 - (参考) 総務省 地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihoukoukyou_personal/index.html
 - ポイント1： 非識別加工情報の提供
 - ポイント2： 要配慮個人情報と既存条例の整合
 - 総行情第33号平成29年5月19日「個人情報保護条例の見直し等について（通知）」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000486409.pdf
 - (参考) 水町ブログ <http://d.hatena.ne.jp/cyberlawissues/20170403/1491184295>

個人情報保護法制の概念図

【個人情報】

	地方公共団体	行政機関	独立行政法人等	民間
基本	個人情報保護法（基本部分：第1～3章） 所管：個人情報保護委員会			
具体的義務	個人情報保護条例 所管：各地方公共団体	行政機関個人情報保護法 所管：総務省、委員会（非識別加工情報）	独立行政法人等 個人情報保護法 所管：総務省、委員会（非識別加工情報）	個人情報保護法 所管：委員会

参考にしているのので、行個法改正を踏まえて条例改正するかどうか

【参考：マイナンバー】

	地方公共団体	行政機関	独立行政法人等	民間
具体的義務（基本）	番号法 所管：内閣府、委員会（執行）			
具体的義務	個人情報保護条例 所管：各地方公共団体	行政機関個人情報保護法 所管：総務省、委員会（執行？）	独立行政法人等 個人情報保護法 所管：総務省、委員会（執行？）	個人情報保護法 所管：委員会

要点・まとめ

1. 行個法改正を踏まえた条例改正

- 改正するかどうかをまず検討する
- 目的改正、定義改正は良いとして、**要配慮個人情報では既存機微情報との整合性をよく検討する**
- 非識別加工情報の導入を巡っては、条例改正云々よりも、まずは「**実運用が可能かどうか**」をよく検討する
- 非識別加工情報を導入するのであれば、具体的にどのような業務フローにするか、加工をどうするか等、細かい点まで念入りに検討する必要がある
- 非識別加工情報はオープンデータ・ビッグデータ活用の流れを汲むもの。**全国共通**の統一的データ加工、データフォーマット等が重要となってくる。

2. 個人情報法改正を踏まえた地方公共団体での対応

- 民間事業者への情報提供
- 特に、これまで個人情報保護法の義務対象外だった5,000人以下の事業者に対する周知



1. 行政機関個人情報保護法の改正

行政機関個人情報保護法がどのように改正されたか、地方公共団体への影響如何





1 - 1. 行政機関個人情報保護法の改正概要

行政機関個人情報保護法がどのように改正されたか、地方公共団体への影響如何



改正概要（1）

個人情報定義の明確化

POINT

「何が個人情報なのか」という個人情報の定義が明確化。
誰の情報かわかるものは、氏名などが記載されていなくても個人情報に該当することが明確に。

CHECK

考えていた個人情報の範囲に漏れがないか。条例上の定義改正検討。

改正前

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう（旧2条2項）

解説

個人情報保護法との違いは、

- 「容易照合性」
- 「委員会規則」 → 「総務省令」

個人識別符号については、不開示（14条2号）、部分開示（15条2項）規定に改正が生じているが、当然の改正であり、実務上の影響は特になし

改正後

※実質的改正箇所は下線部参照

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。（行個法2条2項・3項）

①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

②個人識別符号が含まれるもの

※個人識別符号とは、指紋、掌紋、パスポート番号、健康保険証番号等

改正概要（2）

要配慮個人情報

POINT 差別や偏見の恐れのある個人情報について、「要配慮個人情報」（行個法2条4項）という類型が新設

CHECK 条例上の「機微情報」等との整合性をよく検討

改正前

一部の条例やガイドラインで要配慮個人情報に相当する類型が設けられていたのみ

改正後

この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

※がんに罹患している、窃盗の前科がある、強盗被害にあった等

解説

- 個人情報保護法と要配慮個人情報事項に違いなし。
- 大きな差異は、個人情報保護法では取得規制が課されるのに対し、行個法では取得規制が課されない点。但し、個人情報ファイルの事前通知事項及びファイル簿の記載事項化（行個法10条1項5号の2、11条1項）。

改正概要（3）

法の目的の明確化

POINT

行政機関個人情報保護法は個人の権利利益を保護するための法律だが、保護絶対主義ではなく、「個人情報の活用や有用性を配慮したうえでの保護」を目的とすることを明確化

CHECK

条例上の目的改正を検討

改正前

この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。（旧1条）

改正後

※実質的改正箇所は下線部参照

この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項及び行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。（行個法1条）

解説

- 個人情報保護法の目的改正と平仄を合わせたもの。
- 実務ではこれまでもオープンデータ等の取り組みがなされており、大きな影響はない。もっとも、実務上は、非識別加工情報の法制化による大影響が考えられる。

改正概要（４）

行政機関非識別加工情報

POINT

「行政機関非識別加工情報」（２条９項）という類型が新たに設けられた。特定の個人を識別することができる記述や個人識別符号等を削除するなどして、誰に関する情報であるかをわからなく加工した情報をいい、民間事業者に提供することができる。これにより、行政機関が保有していたデータをプライバシー権を侵害することなく利活用することで、個人や社会への価値還元を図る。もともと、課題も多い。

CHECK

条例対応を検討。最重要は、「実務運用上可能」かどうかの検討。

改正前

非識別加工等について特に規制なし。

改正後

「非識別加工情報」「行政機関非識別加工情報」「行政機関非識別加工情報ファイル」「行政機関非識別加工情報取扱事業者」の定義を設け、個人情報ファイル簿に記載し、提案を受け付け、審査した後、民間事業者と契約を締結し、行政機関非識別加工情報を民間事業者へ提供できるようになった。オープンデータの流れを汲む。

解説

- 行政機関内部では、行政機関非識別加工情報は個人情報ではあるが（識別が禁止されていないため）、民間事業者に渡れば匿名加工情報となる。



1 - 2. 非識別加工情報に関する概要

行政機関個人情報保護法がどのように改正されたか、地方公共団体への影響如何



非識別加工情報とは

<加工前のデータ>

氏名	住所	年齢	世帯人数	要介護度／要支援度	日時
水町雅子	千代田区五番町2	72才3ヶ月	4	要介護3	2016/4/1
難波舞	千代田区霞が関3-1	68才8か月	1	要支援1	2015/10/8

<加工後のデータ>

仮番号	年齢	世帯人数	要介護度／要支援度	日時
1	71-80才	4	要介護3	2016/4/1
2	61-70才	1	要支援1	2015/10/8

平たくいうと、個人情報でなくする！

- 氏名を削除
- 住所を削除
- 年齢を丸める
- 場合によっては世帯人数、要介護度の丸め等も

施設開業の準備データとなるなど、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する

※非識別加工情報は行政機関内では個人情報ではある。

行政機関非識別加工情報にできるもの（行個法2条9項各号、44条の3）

以下の条件をすべて満たす必要あり

①個人情報ファイル簿の適用外でないこと

- （11条2項各号のいずれかに該当するもの又は同条3項の規定により同条1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと）

②情報公開できる文書であること（第三者に意見書提出機会の付与を与える場合を含む）



- 行政機関情報公開法3条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書の同条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること。
- イ 当該行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
- ロ 行政機関情報公開法13条1項又は2項の規定により意見書の提出の機会を与えること（→行政機関非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書が提出されたときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなす（行個法44条の8第2項）

③行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、44条の10第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成できるものであること

行政機関非識別加工情報の作成方法（行個法44条の10、規則11条）

- 保有個人情報に含まれる特定の個人を**識別**することができる**記述等の全部又は一部を削除**すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に**置き換える**ことを含む。） 例→氏名削除、生年月日の置換
- 保有個人情報に含まれる**個人識別符号の全部を削除**すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に**置き換える**ことを含む。） 例→個人番号の削除
- 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを**連結する符号**（現に行政機関において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を**削除**すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に**置き換える**ことを含む。） 例→内部番号、管理ID等の削除
- **特異な記述等を削除**すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に**置き換える**ことを含む。） 例→著しく多い世帯人数の削除
- 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの**性質を勘案し**、その結果を踏まえて**適切な措置を講ずること**

行政機関非識別加工情報の流れ（新規ファイル）

行政機関 	民間事業者 
<ul style="list-style-type: none"> ■ 提案を受けられるようファイル簿に記載（行個法 4 4 条の 3） 	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 定期的に提案の募集（行個法 4 4 条の 4） <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度 1 回以上 3 0 日以上期間インターネット等による（規則 3 条 1 項） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 提案（行個法 4 4 条の 5、規則 4 条 3 項） <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>様式一・二他</u>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 提案の審査（行個法 4 4 条の 7 第 1 項） 	<div data-bbox="1350 721 1541 806" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">提案書</div>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 通知（行個法 4 4 条の 7 第 2 ・ 3 項） <ul style="list-style-type: none"> ・ OKは様式三／NGは様式五 	<div data-bbox="1350 871 1541 956" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">通知書</div>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約締結（行個法 4 4 条の 9） 	<div data-bbox="1350 999 1541 1085" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">契約！</div>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式四等の提出（規則 1 0 条）
<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政機関非識別加工情報を作成（行個法 4 4 条の 1 0） <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託も可（同第 2 項） 	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 再度の提案を受けられるようファイル簿に記載（行個法 4 4 条の 1 1、規則 1 2 条） 	

行政機関非識別加工情報の流れ（既存ファイル・事業の変更）

行政機関 	民間事業者 
<ul style="list-style-type: none"> 行政機関非識別加工情報を作成済 	<ul style="list-style-type: none"> 他の事業者が提案済か自分が提案済
<ul style="list-style-type: none"> ファイル簿に記載（行個法44条の11、規則12条） 	
<ul style="list-style-type: none"> 提案の審査（行個法44条の12、44条の7第1項） 	<ul style="list-style-type: none"> 提案（行個法44条の12、44条の5第2・3項） <ul style="list-style-type: none"> 様式一・二他
<ul style="list-style-type: none"> 通知（行個法44条の12、44条の7第2・3項） <ul style="list-style-type: none"> OKは様式三／NGは様式五 	<div data-bbox="1274 835 1465 921" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">提案書</div>
<ul style="list-style-type: none"> 契約締結（行個法44条の12、44条の9） 	<div data-bbox="1192 982 1533 1068" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">通知書</div>
<div data-bbox="1274 1120 1465 1206" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">契約！</div>	<ul style="list-style-type: none"> 様式四等の提出（規則10条）

民間事業者による提案の詳細

別添様式第一（第4条第1項関係）

行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日
(行政機関の長) 殿

郵便番号
(ふりがな)
住所又は居所 (法人その他の団体にあっては、本店又は
主たる事務所の所在地を記載すること。)
(ふりがな)
氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略でき
る。法人その他の団体にあっては、名称及
び代表者の氏名を記載することとし、代表
者が自筆で記入したときは押印を省略でき
る。) 印
連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールア
ドレスを記載すること。担当部署等がある
場合は、当該担当部署名及び担当者も記載
すること。)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の規定により、以下
のとおり行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 行政機関非識別加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 行政機関非識別加工情報の利用
(1) 利用の目的
(2) 利用の方法
(3) 利用に供する事業の内容
(4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
6. 行政機関非識別加工情報の提供の方法
(1) 提供媒体 CD-R DVD-R
(2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、「電子政府の総合窓口」(e-Gov)において公表
されている個人情報ファイル簿（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
第44条の5第1項の提案の事業をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル
簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイル
の名称」を記載すること。
2. 「行政機関非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政
機関非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、行政機関において具体的な明確に
加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に
掲載されている「記録項目」のうち行政機関非識別加工情報として提供を希望する
記録項目名及び当該記録項目ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」で
あれば「都道府県のみ」とする。）を記載すること。
- なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、行政機関の保
有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当
該不開示情報に該当する部分加工対象から除外されることに留意すること。
4. 「行政機関非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に
記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、
事業の目的、内容及び行政機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要
な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、
「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドライン（匿名加工情報編）を踏ま
えて記載すること。
6. 「行政機関非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに
「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

提案書 ←様式一（行個法44条の5第2項・3項2号、規則4条3項）

- ① 提案者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の
団体にあつては、代表者氏名
- ② 個人情報ファイルの名称
- ③ 行政機関非識別加工情報の本人の数
- ④ 行政機関非識別加工情報の作成に用いる第四十四条の十第一
項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
- ⑤ 行政機関非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該行
政機関非識別加工情報がその用に供される事業の内容
- ⑥ 行政機関非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする
期間
- ⑦ 行政機関非識別加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関
非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- ⑧ 希望する提供方法
- ⑨ ⑤の事業が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しく
は豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかに
する書面

※既存ファイルの場合は②③なし（行個法44条の12第2項）

誓約書 ←様式二（行個法44条の5第3項1号）

未成年者等、行個法44条
の6の欠格事由に該当しな
いことについて

その他

本人確認書類（規則4条4
項1～3号）

行政機関の長が必要と認め
る書類（規則4条4項4
号）

提案できない者（欠格事由、行個法44条の6）

- 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、又は行政機関個人情報保護法、個人情報保護若しくは独立行政法人等個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 行個法44条の14の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者
- 独立行政法人等個人情報保護法44条の14の規定により独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者
- 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

提案の審査の詳細（行個法44条の7第1項、規則5～7条）

③行政機関非識別加工情報の本人の数が千人以上で、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

③④加工方法が44条の10第1項の基準に適合するものであること。

⑤事業の内容が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

提案書←様式一（行個法44条の5第2項・3項2号、規則4条3項）

- ① 提案者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、代表者氏名
- ② 個人情報ファイルの名称
- ③ 行政機関非識別加工情報の本人の数
- ④ 行政機関非識別加工情報の作成に用いる第四十四条の十第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
- ⑤ 行政機関非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関非識別加工情報その用に供される事業の内容
- ⑥ 行政機関非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
- ⑦ 行政機関非識別加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- ⑧ 希望する提供方法
- ⑨ ⑤の事業が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

誓約書←様式二（行個法44条の5第3項1号）

未成年者等行個法44条の6の欠格事由に該当しないことについて

その他

本人確認書類（規則4条4項1～2号）

行政機関の長が必要と認める書類（規則4条4項4号）

未成年者等、行個法44条の6の欠格事由に該当しないこと

行政機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないこと。

⑥期間が、⑤の事業、利用の目的及び方法からみて必要な期間であること。

⑤⑦利用の目的及び方法、適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

手数料（行個法44条の13、施行令25条）

【新規作成に対する提案・契約】

- 21,000円に以下を足した額
 - 意見書の提出の機会を与える場合、第三者一人につき210円
 - 行政機関非識別加工情報の作成に要する時間一時間までごとに3,950円
 - 行政機関非識別加工情報の作成を委託する場合、委託を受けた者に対して支払う額

【既存ファイルに対する提案・契約】

- 新規と同一額
- 事業変更（すでに契約済）の場合は、12,600円

※ 基本的に収入印紙で支払う（施行令25条3項）

契約解除（行個法44条の14）

次の場合は、契約解除の可能性がある

- 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- 欠格事由に該当することになったとき。
- 契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

非識別加工情報に関する義務

	非識別加工情報	その他の個人情報等
利用制限・提供制限	目的外利用・目的外提供の禁止（行個法44条の2第2項） ※但し法令に基づく場合は可	目的外利用・提供も比較的緩やかに可（行個法8条1項）
秘密保持	あり（行個法44条の16） ※受託者も	あり（行個法7条） ※受託者も
開示・訂正・利用停止	対象外	対象
調査	委員会の報告・資料提出要求・実地検査（行個法51条の4・5）	総務大臣の資料提出・説明要求（行個法50条）
監督	委員会の助言・指導・勧告（行個法51条の6・7）	総務大臣の意見の陳述権限（51条）
正確性確保の努力義務	なし ※但し作成元の保有個人情報の正確性確保の努めで担保	あり（行個法5条）
苦情処理の努力義務	あり（行個法51条の3）	あり（行個法48条）
情報提供	あり（行個法51条の2） ※行政機関の長、委員会	あり（行個法47条） ※行政機関の長、総務大臣

非識別加工情報に関する義務（安全管理措置）

	非識別加工情報	その他の個人情報等
安全管理措置	<p>対象：「行政機関非識別加工情報等」 （行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第四十四条の十第一項の規定により行った加工の方法に関する情報）（行個法44条の15、規則14条）。</p> <p>※受託者も</p> <ul style="list-style-type: none">■ 行政機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること■ 行政機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること■ 行政機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること	<p>対象：保有個人情報／受託者は個人情報（行個法6条） 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（通知） http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/040914_1.html</p> <p>※受託者も</p> <ul style="list-style-type: none">■ 管理体制■ 教育研修■ 職員の責務■ 保有個人情報の取扱い■ 情報システムにおける安全の確保等■ 情報システム室等の安全管理■ 保有個人情報の提供及び業務の委託等■ 安全確保上の問題への対応■ 監査及び点検の実施



2. 個人情報保護法の改正

個人情報保護法がどのように改正されたか





2-1. 行政機関個人情報保護法と 個人情報保護法の改正概要比較



行政機関個人情報保護法・個人情報保護法の主な改正点

	行政機関個人情報保護法	個人情報保護法
法の目的の明確化	個人情報保護法は個人の権利利益を保護するための法律だが、保護絶対主義ではなく、「個人情報の活用や有用性を配慮したうえでの保護」を目的とすることを明確化	
	1条	1条
個人情報の定義の明確化 ※個人識別符号同じ	個人識別符号単体でも個人情報に該当すること等が明確化	
	2条2・3項	2条1・2項
要配慮個人情報の新設 ※要配慮個人情報同じ	不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報が新設	
	2条4項、10条1項5号の2	2条3項、17条2項
匿名加工/非識別加工情報の新設	ビッグデータ等活用のための加工情報の活用	
	2条8～11項、10条2項5号の2・3、4 4条の2～16、51条の2～8	2条9・10項、36～39条

行政機関個人情報保護法・個人情報保護法の主な改正点

	行政機関個人情報保護法	個人情報保護法
法に従わなければならない対象者が大幅に拡大		旧2条3項5号の削除
個人情報保護委員会による監督 (命令・立入検査等)	非識別加工情報のみ 51条の4～8 ※総務大臣の権限49～51条	40～46条
新ガイドラインの公表		
第三者提供時の記録		25条
第三者提供を受けた時の確認と記録		26条
外国への第三者提供		24条
オプトアウトの届出		23条2・3項
消去の努力義務		19条
個人情報データベース等の不正提供・盗用罪	※次ページ参照	83条
利用目的の変更基準の緩和		15条2項

行政機関個人情報保護法の主な罰則

行政機関個人情報保護法

第五十三条 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第六条第二項若しくは第四十四条の十五第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第六項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

個人情報保護法

第八十三条 個人情報取扱事業者(その者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十七条第一項において同じ。)である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人)若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。



2-2. 個人情報保護法の改正概要

個人情報保護法がどのように改正されたか



改正概要（1）

個人情報定義の明確化

POINT

「何が個人情報なのか」という個人情報の定義が明確化。
誰の情報かわかるものは、氏名などが記載されていなくても個人情報に該当することが明確に。

CHECK

自社で考えていた個人情報の範囲に漏れがないか

改正前

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう（旧2条1項）

解説

- キーワード「容易照合性」「個人識別符号」
- 首相官邸パーソナルデータに関する検討会（第3回）にて筆者指摘

改正後

※実質的改正箇所は下線部参照

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。（2条1項・2項）

①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

②個人識別符号が含まれるもの

※個人識別符号とは、指紋、掌紋、パスポート番号、健康保険証番号等

Copyright © 弁護士水町雅子 All Rights Reserved.（無断転用等禁止）

個人情報

定義

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう（2条1項・2項）。

- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- ② 個人識別符号が含まれるもの
※個人識別符号とは、指紋、掌紋、パスポート番号、健康保険証番号等、特定の個人を識別することができるもの

生きている人の情報

誰の情報かわかるもの

POINT

- 個人情報保護法の細かい論点に入り込むと、本質が見えにくくなる傾向も。
- 定義について細かい点を抑えるのは後回しにして、
まずは①生きている人の情報、②誰の情報かわかるものという2つの要件を満たせば個人情報であると理解しよう。

個人情報の定義：特定の個人を識別できる

- さらに、誰の情報かは、その情報単体でわからなくてもよい。
- 例えば、表1には仮名とだけ結びついているデータがあり、表2には仮名と実名の結びつきのデータがあったとして、表1と表2を困難なく組み合わせることができれば（→容易照合性）、個人情報に該当する。

仮名	乗降履歴
A1	2016年6月20日7時32分 千葉駅
	2016年6月20日8時38分 市ヶ谷駅
	2016年6月20日19時55分 市ヶ谷駅
	2016年6月20日21時3分 千葉駅
B2	2016年6月20日8時35分 新宿御苑前駅
	2016年6月20日8時58分 四ツ谷駅
	2016年6月20日18時3分 四ツ谷駅
	2016年6月20日18時25分 銀座駅
	2016年6月20日23時35分 銀座駅
	2016年6月20日23時53分 新宿御苑前駅

仮名	実名
A1	情報太郎
B2	難波舞

キーワード
容易照合性

個人情報定義の改正

改正前

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう（旧2条1項）

改正後

※実質的改正箇所は下線部参照

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。（2条1項・2項）

① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

② 個人識別符号が含まれるもの

POINT

- 最初の（）の追加については、記述等は、文書だけに限定されず、幅広い一切の事項をいうという改正で、これまでの明確化
- 2条1項2号の「個人識別符号」は、次のスライドにて詳解

個人識別符号

個人識別符号

身体特徴系符号（法2条2項1号符号）

- イ) ゲノムデータ
- ロ) 容貌
- ハ) 虹彩
- ニ) 声
- ホ) 歩行の態様
- ヘ) 静脈
- ト) 指紋又は掌紋

※これらの組み合わせも含む
※ガイドライン通則編9~11ページ
本人を認証することができるようにしたもの

番号系符号（法2条2項2号符号）

- イ) パスポート番号等
- ロ) 基礎年金番号
- ハ) 免許証番号
- ニ) 住民票コード
- ホ) 個人番号（マイナンバー）
- ヘ) 保険証等の記号、番号及び保険者番号等
- ト) 雇用保険証番号

※旧法でも個人情報として扱ってきたもの
実務上も、「容易照合性」等その他から、個人情報として取り扱ってきたものと思われる

改正概要 (2)

新ガイドラインの公表

POINT

個人情報保護法に関しては、各主務大臣（経済産業大臣、厚生労働大臣等）がガイドラインをそれぞれ策定し、38本のガイドラインが公表されていた。今般、個人情報保護委員会が原則としてこれらのガイドラインを統一。

CHECK

自社の個人情報対応が新ガイドラインに合致するかどうか

改正前

分野	本数	所管府省
医療（一般）	5本	厚生労働省
医療（研究）	3本	厚生労働省、文部科学省、経済産業省
金融	2本	金融庁
信用	1本	経済産業省
電気通信（電気通信）	1本	総務省
電気通信（放送）	1本	総務省
電気通信（郵便）	1本	総務省
電気通信（信書便）	1本	総務省
経済産業	3本	経済産業省
雇用管理（一般）	2本	厚生労働省
雇用管理（船員）	1本	国土交通省
警察	1本	国家公安委員会
法務	2本	法務省
外務	1本	外務省
財務	1本	財務省
文部科学	1本	文部科学省
福祉	1本	厚生労働省
職業紹介等（一般）	1本	厚生労働省
職業紹介等（船員）	1本	国土交通省
労働者派遣（一般）	1本	厚生労働省
労働者派遣（船員）	1本	国土交通省
労働組合	1本	厚生労働省
企業年金	1本	厚生労働省
農林水産	1本	農林水産省
国土交通	1本	国土交通省
環境	1本	環境省
防衛	1本	防衛省

改正後

ガイドラインがようやく統一化！

集約！



分野	所管府省
全分野共通	個人情報保護委員会
特別分野	金融・電気通信・医療

解説

- ガイドラインの種類が分かれすぎており、企業にとってはどのガイドラインに準拠すればよいのかや、それぞれのガイドラインの差異などがわかりづらい状況にあった。

首相官邸 © Copyright © デンジャー関町雅樹研究会 (第3回)にて筆者無断転用等禁止)

個人情報保護法の新ガイドライン

個人情報保護委員会	1	ガイドライン通則編	個人情報保護法全般に関するガイドライン
	2	ガイドライン外国提供編	外国にある第三者に個人データを提供することに関するガイドライン (法24条関係)
	3	ガイドライン確認・記録編	個人データの第三者提供を受ける/行う際の確認・記録義務に関するガイドライン (法25・26条関係)
	4	ガイドライン匿名加工情報編	匿名加工情報に関するガイドライン (法第4章第2節関係)
	参考	Q & A	ガイドラインに関するQ & A

医療	「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」		医療・介護関係事業者の個人情報保護法全般に関するガイドライン
	「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」		医療保険者等の個人情報保護法全般に関するガイドライン
	電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン		電気通信分野の個人情報保護法全般に関するガイドライン
情報 通信 金融	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン		金融ガイドライン
	金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針		金融分野の安全管理措置等に関するガイドライン (法20条関係)
	金融機関における個人情報保護に関するQ & A		ガイドラインに関するQ & A
	信用分野における個人情報保護に関するガイドライン		信用分野の個人情報保護法全般に関するガイドライン

改正概要 (3)

個人情報保護委員会による監督（命令等）

POINT

個人情報保護法の施行に関し、内閣府の外局である個人情報保護委員会が、報告徴収、立入検査、助言、指導、勧告、命令を行う。個人情報保護委員会は、公正取引委員会並の組織。

CHECK

対・個人情報保護委員会を意識

改正前

- 主務大臣（内閣総理大臣、経済産業大臣等）が個人情報保護について監督
- 報告徴収、助言、勧告、命令

改正後

※実質的改正箇所は下線部参照

- 公正取引委員会並の独立性等を備えた、個人情報保護委員会が個人情報保護について監督
- 報告徴収、立入検査、助言、指導、勧告、命令

解説

- これまでは、法解釈権限庁と法執行権限庁が異なっていた。前者は消費者庁、後者は金融庁・経済産業省等。
- 改正に伴い、法解釈権限庁と法執行権限庁を一元化し、プライバシー・コミッショナーたる個人情報保護委員会にて、統一的・迅速に個人情報保護法制を取り仕切ることに。

改正概要（4）

要配慮個人情報

POINT

差別や偏見の恐れのある個人情報について、「要配慮個人情報」（法2条3項）という類型が新設され、要配慮個人情報は原則として本人の同意を得て取得することが必要に。

CHECK

自社で要配慮個人情報を取得する場合があるか

改正前

一部の条例やガイドラインで要配慮個人情報に相当する類型が設けられていたのみ

改正後

この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

※アイヌである、がんに罹患している、窃盗の前科がある、強盗被害にあった等

解説

- 改正前は、「センシティブデータ」「機微情報」等とも呼ばれていたが、一部の条例やガイドラインによって、その範囲がバラバラだった。
- これに対し、EUでは法令で一定の個人情報（人種、政治的信条、信教等）について取扱いが原則禁止とされている。

要配慮個人情報

要配慮個人情報

人種	本人の人種（法2条3項）	例)アイヌ
信条	信条（法2条3項）	例)政治的思想
社会的身分	社会的身分（法2条3項）	
障害・健康等	障害（法2条3項、政令2条1号） 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害*があること	例)療育手帳を交付され所持している
	病歴（法2条3項）	例)ガンに罹患
	診療等（法2条3項、政令2条3号） 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと	例)インフルエンザのため、2月11日にA病院内科を受診した
	健康診断等の結果（法2条3項、政令2条2号） 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（「医師等」）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（「健康診断等」）の結果	例)健康診断の結果、ストレスチェックの結果、特定健康診査の結果

要配慮個人情報

要配慮個人情報

犯罪等	犯罪の経歴（法2条3項）	例)強盗の前科2犯
	刑事事件（法2条3項、政令2条4号） 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと	例)窃盗を被疑事実として逮捕された
	少年事件（法2条3項、政令2条5号） 本人を少年法3条1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと	例)少年時代に傷害で審判を受けた
犯罪被害	犯罪により害を被った事実（法2条3項）	例)空き巣に入られた

法律による規制

- 原則として本人の同意を得て取得・提供
- 実務的には、**オプトアウトによる第三者提供・取得の禁止**（23条2項・17条2項）

改正概要 (5)

第三者提供時の記録

<http://d.hatena.ne.jp/cyberlawissues/20170228/1488270455>

POINT

個人データを第三者提供した際は、原則としてその記録を作成・保存しなければならない（25条1項・2項）。

CHECK

個人データを第三者提供しているか確認し、対応

改正前

記録の作成・保存義務はない

改正後

- ① 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第2条第5項各号に掲げる者を除く。）に提供したときは、（略）当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない（法25条1項）。
- ② 個人情報取扱事業者は、（略）記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない（法25条2項）。

※ 国、地方公共団体、委託先への提供、法令に基づく提供等の場合は、不要。

解説

- 個人情報保護法の改正が検討されている最中、大手企業から大量の個人情報が流出する事件が発生したこと等もあり、改正個人情報保護法では、いわゆる名簿屋問題対策として、個人情報の流通経路を辿ることができるようなトレーサビリティの確保のための改正がなされた。

改正概要（6）

第三者提供を受けた時の確認と記録

<http://d.hatena.ne.jp/cyberlawissues/20170228/1488270455>

POINT

第三者から個人データの提供を受けた際は、原則として取得の経緯などを確認し、その記録を作成・保存しなければならない（26条1項・3項・4項）。

CHECK

個人データについて第三者提供を受けているか確認し、対応

改正前

記録の作成・保存義務はない

改正後

- ① 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、（略）次に掲げる事項の確認を行わなければならない（26条1項）。（略）
 - 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（略）の氏名
 - 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
 - ② 個人情報取扱事業者は、（略）確認を行ったときは、（略）当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない（26条3項）。
 - ③ 個人情報取扱事業者は、（略）記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない（26条4項）。
- ※ 国、地方公共団体、委託先への提供、法令に基づく提供等の場合は、不要。

解説

第三者提供時の記録と同様に、個人情報の流通経路を辿ることができるようなトレーサビリティの確保のための改正に基づくもの。

改正概要（7）

外国への第三者提供時の同意取得

POINT

外国へ個人データを第三者提供する場合は、原則本人の同意を得なければならない（24条）。

CHECK

外国へ第三者提供しているか、どの国かを確認し、対応

改正前

第三者提供に関する規制に関し、国内提供と国外提供の差はない

解説

企業活動のグローバル化に伴い、外国への個人データの移転について新たに規制がされた。

また、EU相当の個人情報保護にかかる規律を整備するための改正でもある。

改正後

以下の場合を除き、個人情報取扱事業者は、外国（略）にある第三者に個人データを提供する場合には、（略）あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

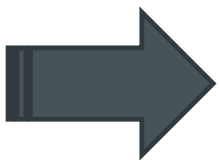
- ① 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定める国への提供
※ 平成28年末時点で①に該当する国はなし
- ② 個人データの取扱いについて個人情報保護法第4条第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者への提供
- ③ 個人情報保護法23条1項各号に掲げる場合

外国への第三者提供

規則で定める基準に適合する体制を整備している者への提供

- 一 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
 - 契約書、内規、プライバシーポリシー等
 - A P E Cの越境プライバシールール（C B P R）システムの認証を取得している事業者が提供元で、提供先が当該事業者にとって個人情報を取り扱う者である場合もこれを満たす（外国G L P 7）
 - 提供を行ったデータについてこれを満たしていればよく、そのほかの個人情報に対してまで及ぶものではない（外国G L P 7）
 - 契約書等に法15から35条すべてに相当する内容が規定されている必要はない（外国G L P 7）
- 又は
- 二 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。
 - A P E Cの越境プライバシールール（C B P R）システムの認証を取得している事業者が提供先の場合。

実務対応としては、

- 
- C B P R 認証取得者かどうかの確認
 - 契約書の精査

※これまでの取扱いを違法とするG Lではないが、個人情報保護に対する国民意識なども踏まえて慎重に対応

改正概要（8）

オプトアウトによる第三者提供に伴う届出義務

POINT

個人データをオプトアウト（*）により第三者提供している場合は、個人情報保護委員会に届出する必要がある（23条2項～4項）。

CHECK

オプトアウトによる第三者提供を行っているか確認し、対応

改正前

オプトアウトにかかる届出義務はない

解説

* オプトアウトとは、一定事項を本人が知り得る状態に置くことによって、本人の同意なく個人データを第三者に提供し、本人の求めがあれば第三者への提供を停止するという仕組みをいう（改正法・現行法23条2項）。

改正後

- 以下を個人情報保護委員会に届け出なければならない（23条2項）
 - ① 第三者への提供を利用目的とすること。
 - ② 第三者に提供される個人データの項目
 - ③ 第三者への提供の方法
 - ④ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - ⑤ 本人の求めを受け付ける方法
- 変更時も届出（23条3項）
Copyright © 弁護士水町雅子 All Rights Reserved.（無断転用等禁止）

改正概要（9）

消去の努力義務

POINT 不要な個人データの消去到める義務が新設された（19条）。

CHECK 消去ルールの再検討

改正前

- マイナンバーについては、必要のないマイナンバーの廃棄がガイドライン上求められている
- マイナンバー以外の個人データについては、消去・廃棄について特段の求めはなかった。

改正後

- マイナンバーについては、引き続き、必要のないマイナンバーの廃棄がガイドライン上求められている
- マイナンバー以外の個人データについても、必要がなくなった時は遅滞なく消去するよう努めなければならない（19条）
- 利用目的に応じ保存期間を定め消去する（金融庁ガイドライン P5・7条）

解説

安価で大量の情報を保管し続けられる時代において、不要な個人データが大量かつ半永久的に保管される危険性を踏まえた改正。

改正概要（10）

個人情報データベース等の不正提供・盗用罪

POINT

新たな罰則規定が設けられた（83条）。個人情報取扱事業者やその従業者等が、業務に関して取り扱った個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合に、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。

一般的な業務を行っている限り、罰則を適用される場合はほぼ考えにくいですが、これまで以上に、従業者教育・監督等を行う必要がある。

CHECK

従業者教育・監督・点検方法等を見直す。

改正前

- 違法行為に対して個人情報保護法では直接の罰則はなし（認定個人情報保護団体を除く）。
- 違法行為は主務大臣の命令が発出。その命令に違反した場合に個人情報保護法で罰則。
- 例えば、違法な第三者提供をした場合しても、個人情報保護法では直接の罰則はなし。違法な第三者提供を中止等するよう、主務大臣（経済産業大臣等）の命令が発出された後、命令に違反した場合に初めて個人情報保護法の罰則が科される。

改正後

- 個人情報データベース等の不正提供・盗用については、個人情報保護委員会の命令を経ずに、すぐに個人情報保護法で罰則に科される（83条）。
- それ以外の違法行為については、個人情報保護委員会の命令が発出され、その命令に違反した場合に個人情報保護法で罰則。

改正概要（11）

個人情報保護法に従わなければならない対象者が大幅に拡大

POINT

改正前は5,000人以下の個人情報を取り扱う者は、個人情報保護法義務の対象外だった。
改正法下では、このような例外はなく、5,000人以下の個人情報を取り扱う者も、個人情報保護法が求めるさまざまな義務を果たさなければならない。

CHECK

自社が個人情報保護法の対象かどうか

改正前

事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数合計が過去6月以内のいずれの日においても5,000を超えない者は、「個人情報取扱事業者」には該当せず（旧法2条3項5号、旧施行令2条）、個人情報保護法が求める義務に服することはなかった。

改正後

上記のような例外は撤廃された。

解説

改正前と同様、個人情報データベース等を事業の用に供している者が「個人情報取扱事業者」であるため、散在する個人情報を保有している場合等は、改正法下でも依然として、個人情報保護法の義務に服することはない。ただ、改正前と同様、「事業の用」とは営利に限らないため、町内会、同窓会等も、「個人情報取扱事業者」に該当する。

改正概要（12）

法の目的の明確化

POINT

個人情報保護法は個人の権利利益を保護するための法律だが、保護絶対主義ではなく、「個人情報の活用や有用性を配慮したうえでの保護」を目的とすることを明確化

改正前

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し（中略）個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。（旧1条）

改正後

※実質的改正箇所は下線部参照

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し（中略）個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。（1条）

解説

改正前より、個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ保護を目的としていたため、改正により、目的が変化・転換するものではない。

但し、ビッグデータやIoT時代を受けて、さまざまな個人情報の活用によるプラスの側面を、「個人情報の有用性」の例として挙げ、個人情報保護法が保護絶対主義ではないことを明確化した。

改正概要（13）規制緩和

利用目的の変更基準の緩和

POINT

改正前は極めて厳格であった個人情報の利用目的の変更基準が緩和。
改正前は変更前後の利用目的に「相当の関連性」が必要だったが、改正後は、単純な「関連性」が必要に。
改正前は変更できなかった利用目的でも、改正法下では変更できる場合も。

CHECK

利用目的の変更ルールを見直すことも考えられる。

改正前

個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない（15条2項）。

改正後

個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない（15条2項）。

解説

個人情報というと、「本人同意」のイメージが強いが、それよりも個人情報保護法では、個人情報の「利用目的」を規律の要としている。この「利用目的」をあらかじめ特定した後は、実務上、その変更が困難であり、個人情報について必要な利活用ができないという課題も指摘されていた。

改正概要（14）規制緩和 匿名加工情報

POINT

「匿名加工情報」（2条9項）という類型が新たに設けられた。特定の個人を識別することができる記述や個人識別符号等を削除するなどして、誰に関する情報であるかをわからなく加工した情報をいい、利用目的の特定や本人の同意なく自由に利活用することができる。匿名加工情報を利活用する義務があるわけではなく、利活用できるという一種の規制緩和である。

CHECK

匿名加工情報を利活用するかどうかを検討してもよい。

改正前

匿名加工等について特に規制なし。

解説

ビッグデータの活用に対する法基準を明確化し、ビッグデータの活用に対する事業者の躊躇を緩和するための改正。

改正後

この法律において「匿名加工情報」とは、（略）特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう（2条9項）。

- ① 通常の個人情報は、記述等の一部を削除したり、規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えたりして、匿名加工できる
- ② 個人識別符号を含む個人情報は、個人識別符号全部を削除したり、規則性を有しない方法により個人識別符号を他の記述等に置き換えたりして、匿名加工できる



3. まとめ



まとめ（再掲）

行個法改正を踏まえた条例改正

- 改正するかどうかをまず検討する
- 目的改正、定義改正は良いとして、**要配慮個人情報では既存機微情報との整合性をよく検討する**
- 非識別加工情報の導入を巡っては、条例改正云々よりも、まずは「**実運用が可能かどうか**」をよく検討する
- 非識別加工情報を導入するのであれば、具体的にどのような業務フローにするか、加工をどうするか等、細かい点まで念入りに検討する必要がある
- 非識別加工情報はオープンデータ・ビッグデータ活用の流れを汲むもの。**全国共通**の統一的データ加工、データフォーマット等が重要となってくる。

個人情報改正を踏まえた地方公共団体での対応

- 民間事業者への情報提供
- 特に、これまで個人情報保護法の義務対象外だった5, 000人以下の事業者に対する周知



4. 参考

詳細情報



行政機関非識別加工情報と匿名加工情報の比較

	行政機関個人情報保護法	個人情報保護法
	非識別加工情報	匿名加工情報
加工基準 ⇒同じ	<p>一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>三 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。</p> <p>四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>五 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。</p>	<p>一 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>三 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に行政機関において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。</p> <p>四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>五 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。</p>

行政機関非識別加工情報と匿名加工情報の比較

	行政機関個人情報保護法	個人情報保護法
	非識別加工情報	匿名加工情報
<p>安全管理措置</p> <p>⇒本体が努力義務か義務か</p>	<p>対象：「行政機関非識別加工情報等」（行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第四十四条の十第一項の規定により行った加工の方法に関する情報）（行個法44条の15、規則14条）。</p> <p>※受託者も</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること 行政機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること 行政機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること 	<p>義務対象：作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報（個情法36条2項、規則20条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法36条1項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること <p>努力義務対象：匿名加工情報（個情法36条6項、39条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

行政機関非識別加工情報と匿名加工情報の比較

	行政機関個人情報保護法		個人情報保護法
	非識別加工情報	その他の個人情報等	匿名加工情報
利用制限	目的外利用の禁止 （行個法44条の2第2項） ※但し法令に基づく場合は可	目的外利用も比較的緩やかに可 （行個法8条1項）	識別行為の禁止 （個情法36条5項・38条） 以外規制なし
提供制限	目的外提供の禁止 （行個法44条の2第2項） ※但し法令に基づく場合は可	目的外提供も比較的緩やかに可 （行個法8条1項）	公表・明示 （個情法36条4項・37条）
秘密保持	あり（行個法44条の16） ※受託者も	あり（行個法7条） ※受託者も	なし
開示・訂正・利用停止	対象外	対象	対象外

行政機関非識別加工情報と匿名加工情報の比較

	行政機関個人情報保護法		個人情報保護法
	非識別加工情報	その他の個人情報等	匿名加工情報
調査	委員会の報告・資料提出要求・実地検査（行個法51条の4・5）	総務大臣の資料提出・説明要求（行個法50条）	委員会の報告・資料提出要求・立入検査（個情法40条）
監督	委員会の助言・指導・勧告（行個法51条の6・7）	総務大臣の意見の陳述権限（51条）	委員会の助言・指導・勧告・命令（個情法41～43条）
正確性確保の努力義務	なし ※但し作成元の保有個人情報の正確性確保の努めで担保	あり（行個法5条）	なし ※但し作成元の個人データの正確性確保の努めで担保
苦情処理の努力義務	あり（行個法51条の3）	あり（行個法48条）	あり（個情法36条6項）
情報提供	あり（行個法51条の2）	あり（行個法47条）	作成時に公表義務（個情法36条3項）

個人情報規制の比較

	個人情報	個人識別 符号	要配慮個人情報	匿名 加工情報	非識別 加工情報	特定個人情報
個人情報 該当性			○ ※個人識別符号単体でも○	×	○	○ ※個人番号単体でも ○
収集	<p><民間> 直接的な収集規制はなし ※もっとも一定の場合に、個人データの取得にかかる確認要（個情法26条）</p> <p><行政機関> 所掌事務を遂行するため必要な場合に限る（行個法3条1項）</p>	<p><民間> 以下の場合にのみ可（個情法17条2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく場合 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、同意を得ることが困難であるとき ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき ・国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令事務の遂行に協力する必要がある場合で、同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき ・本人、国の機関、地方公共団体、報道機関等76条1項各号に掲げる者その他規則で定める者により公開されている場合 ・本人を目視又は撮影することで、外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合 ・委託 ・事業承継 ・共同利用 		直接的な収集規制はなし	<p><民間> 基準に適合する提案をした者として通知を受けた者（行個法44条の5～7、9,12）</p> <p><行政機関> 所掌事務を遂行するため必要な場合（行個法3条1項）</p>	<p>以下の場合にのみ可（番号法20条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法19条各号に該当するとき ・同一世帯の者
	適正取得（個情法17条）					適正取得（個情法17条）

個人情報規制の比較

	個人情報	個人識別符号	要配慮個人情報	匿名加工情報	非識別加工情報	特定個人情報
目的外利用	<p>以下の場合にのみ可</p> <p><民間> (個情法16条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめの本人同意 ・法令に基づく場合 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、同意を得ることが困難であるとき ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき ・国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令事務の遂行に協力する必要がある場合で、同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき <p><行政機関> (行個法9条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づくとき ・同意があるとき ・法令の定める所掌事務遂行に必要な限度で内部利用する場合で、利用することについて相当な理由のあるとき 			目的外利用規制なし	<p><行政機関></p> <p>法令に基づく場合のみ可 (行個法44条の2第2項)</p>	<p>以下の場合にのみ可 (番号法30条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害時等 (番号法9条4項) ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、同意があるか同意を得ることが困難なとき <p>※もともと、情報提供等記録は、一切の目的外利用禁止</p>

個人情報規制の比較

	個人情報	個人識別符号	要配慮個人情報	匿名加工情報	非識別加工情報	特定個人情報
提供	<p>以下の場合にのみ可 <民間>（個情法23条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめの同意 ・法令に基づく場合 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき ・国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令事務の遂行に協力する必要がある場合で、同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき <p>・オプトアウト（※要配慮個人情報はオプトアウト不可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託 ・事業承継 ・共同利用 <p>※その他外国提供規制（個情報24条）、提供記録義務（個情法25条）あり</p> <p><行政機関>（行個法9条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づくとき ・目的内提供 ・同意があるとき又は本人に提供するとき ・他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合で、提供を受ける者が、法令の定める事務・業務遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき ・専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき ・本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき ・その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき 			<p>あらかじめ、情報の項目及び提供方法について公表し、かつ提供先に対して匿名加工情報である旨を明示（個情法36条4項、37条）</p>	<p>法にのっとって契約した場合か（行個法44条の2第1・2項）</p>	<p>番号法19条に該当する場合のみ可</p>

個人情報に対する官民規制の比較

	民間	行政機関
ビッグデータ対応	匿名加工情報（個情法36～39条）	非識別加工情報（行個法44条の2～16）
収集規制	要配慮個人情報を取得できる場合について規制あり（個情法17条2項）	要配慮個人情報とその他の個人情報とで収集規制に差異なし ※ただし、事前通知及びファイル簿事項（行個法10～11条）
目的外利用規制	以下の場合のみ可（個情法16条） <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめの本人同意 ・法令に基づくとき ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、同意を得ることが困難であるとき ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき ・国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令事務の遂行に協力する必要がある場合で、同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき 	以下の場合のみ可（行個法9条） <ul style="list-style-type: none"> ・同意があるとき ・法令に基づくとき ・法令の定める所掌事務遂行に必要な限度で内部利用する場合で、利用することについて相当な理由のあるとき
提供規制	以下の場合のみ可（個情法23条） <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめの同意 ・法令に基づく場合 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき ・国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令事務の遂行に協力する必要がある場合で、同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき ・オプトアウト（※要配慮個人情報はオプトアウト不可） ・委託 ・事業承継 ・共同利用 ※その他外国提供規制（個情法24条）、提供記録義務（個情法25条）あり	以下の場合のみ可（行個法9条） <ul style="list-style-type: none"> ・同意があるとき又は本人に提供するとき ・法令に基づくとき ・目的内提供 ・他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合で、提供を受ける者が、法令の定める事務・業務遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき ・専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき ・本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき ・その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき 等禁止）

非識別加工情報に関する義務（詳細）

- 目的外利用・目的外提供の禁止（行個法44条の2第2項）
 - 但し法令に基づく場合を除く。
- 安全管理措置
 - 行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第四十四条の十第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（「行政機関非識別加工情報等」）の漏えいを防止するために必要なものとして安全管理措置（行個法44条の15、規則14条）。受託者も同様。
 - 行政機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること
 - 行政機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること
 - 行政機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること
- 秘密保持義務
 - 行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た行政機関非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない（行個法44条の16）。
- ファイル簿
 - 非識別加工情報の条件を満たす個人情報ファイルについては、ファイル簿記載事項（行個法44条の3）。但し、非識別加工情報自体については、個人情報ファイルの事前通知及びファイル簿の対象外（行個法10条2項5号の2・3、11条2項1号）。
- 情報提供（行個法51条の2）
- 苦情処理（行個法51条の3）

非識別加工情報に関する義務対象外（詳細）

行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）及び削除情報は、以下の対象外（行個法5条、6条）

- 正確性確保の努力義務（行個法5条）
- 苦情処理の努力義務（行個法48条）※もつとも行個法51条の3であり
- 総務大臣の資料の提出及び説明の要求権限（行個法50条）
※もつとも行個法51条の4・5で委員会の報告・資料提出要求・実地検査
- 総務大臣の意見の陳述権限（行個法51条）※もつとも行個法51条の6・7で委員会の助言・指導・勧告
- 行個法6条1項の安全管理措置、行個法6条2項の受託者の安全管理措置
※もつとも行個法44条の15で行政機関非識別加工情報等の安全管理措置が行政機関・受託者ともにあり
- 秘密保持義務（行個法7条）※もつとも行個法44条の16で秘密保持義務あり
- 利用制限（行個法8条1項）※もつとも行個法44条の2第2項で法令に基づく場合以外目的外利用禁止
- 提供制限（行個法8条1項）※もつとも行個法44条の2第2項で法令に基づく場合以外目的外提供禁止
- 開示請求（行個法12条1項）
※訂正請求権も行使できない（行個法27条1項1号）※利用停止義務もほぼなし（行個法6条2項・38条）

定義：非識別加工情報

行個法2条8項 この法律において「**非識別加工情報**」とは、次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第四十四条の十第一項において同じ。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

- 一 第二項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 第二項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

定義：行政機関非識別加工情報

2条9項 この法律において「**行政機関非識別加工情報**」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

- 一 第十一条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。（**個人情報ファイル簿の適用外でないこと**）
- 二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書の同条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること。
 - イ 当該行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。（**不開示でないこと**）
 - ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えること。（**第三者情報**）
- 三 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第四十四条の十第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。（**支障なく作成可能なこと**）

定義：削除情報／行政機関非識別加工情報等／ファイル

44条の2第3項 「**削除情報**」とは、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この章において同じ。）から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

44条の15第1項 行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第四十四条の十第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「**行政機関非識別加工情報等**」という。）

2条10項 この法律において「**行政機関非識別加工情報ファイル**」とは、行政機関非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- 一 特定の行政機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

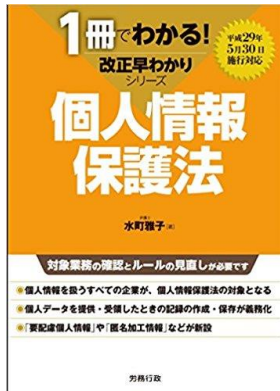
定義：行政機関非識別加工情報取扱事業者

2条11項 この法律において「**行政機関非識別加工情報取扱事業者**」とは、行政機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
- 三 地方公共団体
- 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

参考

◆ 個人情報保護法



「1冊でわかる! 改正早わかりシリーズ 個人情報保護法」

(労務行政、2017年5月)

◆ 行政機関個人情報保護法

近刊 (来年春、予定)

◆ ITをめぐる法律問題について考えるブログ

<http://d.hatena.ne.jp/cyberlawissues/>

参考情報を掲載中